

法令違反に関する外部からの通報手続きについて（お知らせ）

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院は、職員等以外の方からの法令違反行為に関する通報（外部通報）を適切に処理するための手続きを定めています。

1 通報できる行為

病院の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為で、法令（条例、規則その他の規程を含む。）違反に該当する行為です。（病院の事務事業の適正化が目的のため職員等の私生活上の行為は対象外です。）

※できる限り、違反している法令の名称を明らかにしてください。

2 通報窓口

通報窓口は総務人事課、通報相談者は総務人事課長です。

3 通報方法

通報は、電子メール、郵送、電話、面談で行うことができます。

① 電子メール：soumu@hospital.asahi.chiba.jp

② 郵送：〒289-2511 千葉県旭市イの1326番地

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院総務人事課

③ 電話：0479-62-3791

月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く） 8:30～17:15

④ 面談：日時、場所を調整した後、面談を行います。

4 通報事項

通報の際は、以下の事項をお教えてください。

① 通報を行う方の住所、氏名、連絡先（匿名による通報でも結構です。）

② 事案発生年月日

③ 事案発生場所

④ 通報対象者の所属、氏名

⑤ 事案の概要

⑥ 事案を知った経緯

⑦ 内容を裏付ける資料の有無

5 通報の流れ

① 窓口で受けた通報は、通報された方の氏名等個人が特定される情報は伏せた状態で調査します。ただし、通報された方が、氏名等個人が特定される情報を秘匿することを要しない旨を申し出られたときは、これらを伏せることはありません。

② 病院では、受けた通報の内容が、次のいずれかに該当する場合は、受理せず調査を行いません。

・ 苦情、要望、意見又は相談に該当する場合

・ 内容が抽象的又は不明確であるため、十分な調査を行うことができないと認め

られる場合

- ・ 是正措置を講じることができないと明らかに認められる場合
- ・ 以前に通報された方から同じ趣旨の通報があった場合
- ・ 既に通報の内容に対応している場合
- ・ 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められる場合

③ 通報の受理又は不受理、調査結果・是正措置等の内容については、通報相談者から通報された方に通知いたします。ただし、匿名通報の場合を除きます。

平成30年4月1日

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院